

正誤表

本報告書において、以下のとおり記載に誤りがございました。

内容を訂正するとともに、御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

ページ	訂正箇所	誤	正
792	左段	4. 個別協定の特徴（ <u>図表7-5</u> 参照）	4. 個別協定の特徴（ <u>図表7-3</u> 参照）
798	図表7-1	<図表7-1> ICTサービス通商原則の比較	<図表7-4> ICTサービス通商原則の比較
799	図表7-2	<図表7-2> 電子商取引に関する主要な…	<図表7-1> 電子商取引に関する主要な…
800	図表7-3	<図表7-3> “Electronic Commerce” に関する諸定義原文	<図表7-2> “Electronic Commerce” に関する諸定義原文

また、本報告書に「<図表7-3> 二国間協定で具体的に規定されている内容」が掲載されておりませんので、次ページ以降に掲載させていただきます。

<図表7-3> 二国間協定で具体的に規定されている内容

	豪星自由貿易協定	米星自由貿易協定	米チリ自由貿易協定	米豪自由貿易協定
	03年2月署名 03年7月発効	03年5月署名 04年1月発効	03年6月署名 04年1月発効	04年5月署名 05年1月発効
①適用範囲	○「WTO規則の適合性確認」(前文) ○目的と定義(1条) ○例外(9条) ○紛争解決規定の不適用(10条)	○総則(14条1項) ○電子的サービス提供(14条2項) ○定義(14条4項) ○GATS一般例外適用(総則最終章21条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外(金融章10条10項パラ1/2)	○一般規定(15条1項) - 協定内他章もしくは附属書にある関連する規定、例外、非整合措置を除外 ○電子的サービス提供(15条2項) ○定義(15条6項) ○GATS一般例外適用(例外章23条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外(金融章12条10項パラ1/2)	○総則(16条1項) ○電子的サービス提供(16条2項) ○定義(16条8項) ○GATS一般例外適用(例外章22条1項パラ2) ○金融プルデンシャル措置適用除外(金融章13条10項パラ1/2)
②他規律との調整規定				○デジタル製品無差別と知的財産権章(17章)との調整(16条4項パラ3(c))
③デジタル製品無差別待遇(NT=内国民待遇、MFN=最恵国待遇)		○デジタル製品(14条3項パラ3/4) - キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定 - 放送サービス適用除外 - 越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外	○デジタル製品無差別(15条4項) - 電子送信のみNT及びMFN規定 - 協定発効後1年以内は規律非整合な現行措置を維持可能(それ以降は附属書に明記したもののみ維持可能)	○デジタル製品無差別(16条4項) - キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定 - 放送サービスならびに音響映像サービス適用除外 - 越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 - 補助金・行政サービスも適用除外
④電子的に転送されるサービスの無差別待遇				
⑤電子商取引市場アクセス				
⑥関税	○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化(3条)	○デジタル製品(14条3項パラ1/2) - 二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 - キャリアメディア搭載デジタル製品は従来通りの税関評価を固定義務化	○デジタル製品への関税(15条3項) - 二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化	○関税(16条3項) - 二国間「電子送信」ならびにキャリアメディア搭載のデジタル製品両方に対し関税不賦課恒久義務化
⑦国内規制	○国内規制枠組(4条)			
⑧電子署名と認証サービス	○電子認証と電子署名(5条)			○認証とデジタル証明書(16条5項)
⑨ペーパーレス貿易行政	○ペーパーレス貿易(8条)			○ペーパーレス貿易(16条7項)
⑩オンライン消費者保護	○オンライン消費者保護(6条) ○オンライン個人データ保護(7条)			○オンライン消費者保護(16条6項) - OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」原則援用
⑪民間の参画	○国内規制枠組(4条)			
⑫協力			○協力(15条5項)	
⑬国境を越える情報流通			○協力(15条5項パラ(c)) - APECモデル措置の越境情報流通維持の協力	
⑭迷惑メール				
その他	○透明性(2条)			

豪泰自由貿易協定	泰ニューージーランド 緊密経済連携協定	印星包括経済連携協定	米韓自由貿易協定	日スイス経済連携協定
04年7月署名 05年1月発効	05年4月署名 05年7月発効	05年6月署名 05年8月発効	07年6月署名 12年3月発効	09年2月署名 09年3月発効
○目的と定義 (1101条) ○紛争解決規定の不適用 (1109条)	○目的と定義 (10条1項) ○紛争解決規定の不適用 (10条8項)	○総則 (10条1項) ○電子的サービス提供 (10条3項) ○定義 (10条2項) ○例外 (10条5項) -政府調達適用除外 -一般例外・安全保障例外 -他章での非整合措置適用除外 -放送サービス適用除外	○総則 (15条1項) ○電子的サービス提供 (15条2項) ○定義 (15条9項) ○GATS一般例外適用 (例外章23条1項パラ2) ○金融ブルデンシヤル措置適用除外 (金融章13条10項パラ1/2)	○適用範囲 (70条) ○総則規定 (71条) ○定義 (72条) ○例外 (83条) -GATS/GATT一般例外条項・安全保障例外条項援用 -補助金・行政サービス・租税措置適用除外
				○物品貿易章・サービス貿易章・投資章・、知的財産章との調整規定 (総則規定 (71条パラ3))
		○デジタル製品 (10条4項パラ3/4) -キャリアメディア・電子送信両方含むNTのみ規定 -放送サービス適用除外 -越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外	○デジタル製品無差別 (15条3項パラ2/3) -キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定 (特にNTは二国間貿易への適用を強調) -放送サービス適用除外 -越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 -補助金・行政サービスも (NTのみ) 適用除外	○デジタル製品無差別待遇 (73条) -電子送信のみNT及びMFN規定 (ただしNTは努力規定) -サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 -デジタル製品国籍決定に関する原則規定と説明義務設定 -発効5年後再協議規定
				○サービス無差別待遇 (74条) -サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外
				○市場アクセス (75条) -サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外
○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 (1102条)	○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 (10条2項)	○デジタル製品 (10条4項パラ1/2) -二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 -キャリアメディア搭載デジタル製品は従来通りの税関評価を固定義務化	○デジタル製品無差別 (15条3項パラ1) -二国間「電子送信」ならびにキャリアメディア搭載のデジタル製品両方に対し関税不賦課恒久義務化 -規律運用に関する見解相違の協議規定あり	○WTO関税モロトリアム確認規定 (関税 (76条))
○国内規制枠組 (1103条)	○国内規制枠組 (10条3項)			○国内規制 (77条) -GATS6条 (国内規制) 原則部分援用
○電子認証とデジタル証明書 (1104条)			○認証とデジタル証明書 (15条4項) -電子署名の技術中立性原則の追加規定あり -「正当な政府目的」等による例外規定あり	○電子署名と認証サービス (78条) -国内法に定められる特定取引例外規定あり -「正当な政府目的」等による例外規定あり
○ペーパーレス貿易 (1107条)	○ペーパーレス貿易 (10条6項)		○ペーパーレス貿易 (15条6項)	○ペーパーレス貿易行政 (79条)
○オンライン消費者保護 (1105条) ○オンライン個人データ保護 (1106条)	○オンライン消費者保護 (10条4項) ○オンライン個人データ保護 (10条5項)		○オンライン消費者保護 (15条5項) -OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」原則援用 -両政府当局間協力規定 (詐欺等に関する強制執行当局、消費者保護当局)	○オンライン消費者保護 (80条) -プライバシー保護原則規定も含む
○国内規制枠組 (1103条)	○国内規制枠組 (10条3項)			○民間の参加 (81条)
○協力 (1108条)	○協力 (10条7項)			○協力 (82条)
			○境情報流動 (15条8項) -個人情報保護関連規定 (「APECプライバシーフレームワーク」原則の援用)	
		○透明性 (10条6項)	○「電子商取引のためのインターネットへのアクセスならびに使用の原則」 (15条7項)	○協力 (82条2項パラ (b)) ○消費者/データ保護 (電気通信サービス附属書9条1項パラ (a))

豪NZ・ASEAN 自由貿易協定	韓EU自由貿易協定	豪馬自由貿易協定
09年2月署名 10年1月発効	10年10月署名 11年7月発効	12年5月署名 13年1月発効
○目的 (1条) ○定義 (2条)	○目的と原則 (7条48項パラ1) ○音響映像サービス適用除外 (越境サービス貿易節7条4 項パラ1、及び、設立節7条 10項) -音響映像サービスは「韓 EU文化協力議定書」にて 規定。	○目的 (15.1条) ○サービスの電子的提供(15.2 条) ○定義 (15.3条)
○紛争解決章への不適用 (10 条)		
	○目的と原則 (7条48項パラ3) -電子的手段による送信に 関税を賦課しない。脚注に 「韓国は、電子的送信を物 品/サービスのいずれとも 予断しない立場」	○関税 (15.4条)
○国内規制枠組 (3条)		○国内規制枠組 (15.5条)
○電子認証とデジタル証明書 (5条)	○規制案件の協力 (7条49項 パラ1 (a))	○電子認証とデジタル証明書 (15.6条)
○ペーパーレス貿易 (8条) ○電子商取引における協力 (9 条パラ (a))	○規制案件の協力 (7条49項 パラ1 (e))	○ペーパーレス貿易 (15.9条)
○オンライン消費者保護(6条) ○オンライン個人データ保護 (7条) ○電子商取引における協力 (9 条パラ (c))	○目的と原則 (7.48条2項) -国際的な消費者保護の基 準に沿った電子商取引の発 展	○オンライン消費者保護 (15.7 条) ○オンライン個人データ保護 (15.8条)
○電子商取引における協力 (9 条パラ (g))		
○電子商取引における協力 (9 条)	○規制案件の協力 (7条49項)	
○電子商取引における協力 (9 条パラ (c))	○規制案件の協力 (7条49項 パラ1 (c) / (d)) -迷惑メール対策と消費者 保護	○望まない商用電子メッセー ジ (15.10条)
○透明性 (3条)	○規制案件の協力 (7条49項 パラ1 (b)) -情報の伝送/蓄積に関する 仲介業者の信頼性	